

認 可 書

殿

令和2年10月16日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業
(一人一車制個人タクシー)の運賃及び料金(事前確定運賃)の設定は、裏
面の条件を付して、申請のとおり認可する。

令和2年11月12日

関 東 運 輸 局 長 河 村 俊

信



【 条 件 】

- (1) この運賃の実施期限は、認可の日から令和3年10月24日とする。
なお、期限更新のための認可申請があった場合において、期限の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の認可は、期限の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。
- (2) 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合には、配車アプリ等においてその旨旅客に周知すること。
- (3) 1回の運送における事前確定運賃額が距離制運賃により算出した運賃額に比して大きく乖離する等不適切な運用が行われている事実を確認した場合は、道路運送法第31条に基づく事業改善命令の対象となることがあること。
- (4) 配車アプリ等を変更または追加するときは、関東運輸局長に、平成31年4月26日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（以下「事前確定公示」という。）2.（3）①の資料を添付して通知すること。
- (5) 国土交通省が配車アプリ等の仕様について質問した場合には、これに回答すること。また、その回答結果に基づき、事前確定運賃の適切な運用に支障を生じるおそれがあると認められるときは、仕様の変更その他の適切な処置を講じること。